

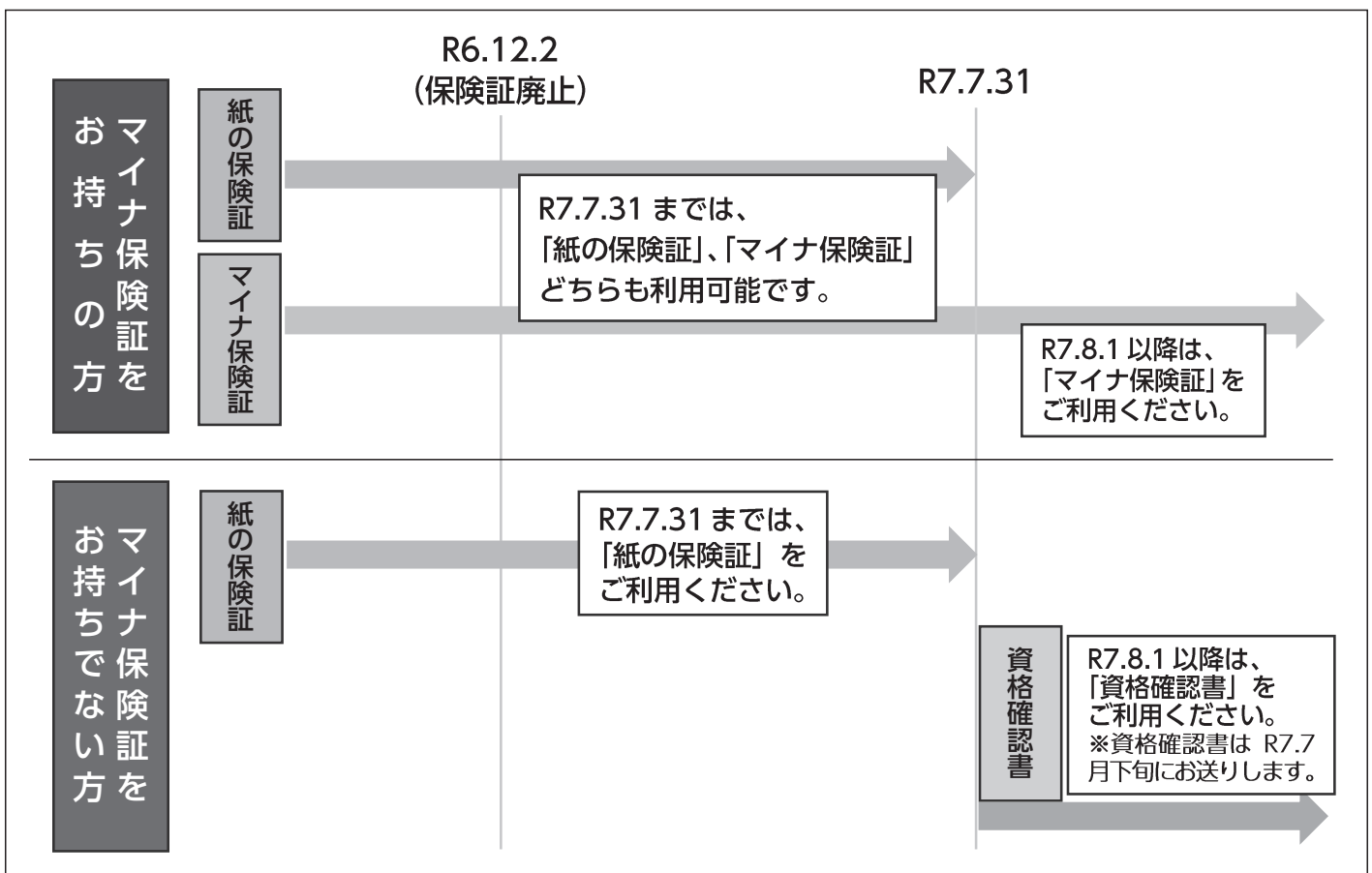
令和6年8月1日から被保険者証が新しくなります

- 現在お使いの被保険者証は、令和6年7月31日で有効期限が切れるため、使用できなくなります。
- 令和6年8月1日からは新しい被保険者証（ピンク色）をご使用ください。
- 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口でマイナ保険証での資格確認を受けるか、被保険者証を提出してください。
- 以前の被保険者証（オレンジ色）は、被保険者証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、令和6年8月1日以降、市町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ返却いただくか、ご自身で破棄してください。

※ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

令和6年12月2日以降の被保険者証について

- 令和6年12月2日付けで現在の紙の被保険者証は廃止となりますが、今回お送りした新しい被保険者証（ピンク色）は記載内容に変更がない限り、引き続き、有効期限である令和7年7月31日まで医療機関等でご使用いただけます。



◆マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお問い合わせ先

電話番号：0120-95-0178（無料）

受付時間（年末年始を除く）：平日9：30～20：00 土日祝9：30～17：30

個人番号（マイナンバー）の確認をお願いします

後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は以下により確認できます。

万一、異なっている場合には、お住まいの市町村の担当窓口へご連絡ください。

※異なっていなかった場合には連絡は不要です。

【確認方法】

新しい被保険者証(ピンク色)台紙の被保険者様の宛先が印字されている面に、個人番号が記載されておりますので、あなたの個人番号と同じであるかご確認ください。

※個人番号は下4桁のみ表示しています。下4桁が合っているかご確認ください。

参考：新しい被保険者証(ピンク色)の台紙

960-8043
福島県福島市中町8-2

福島 太郎 様

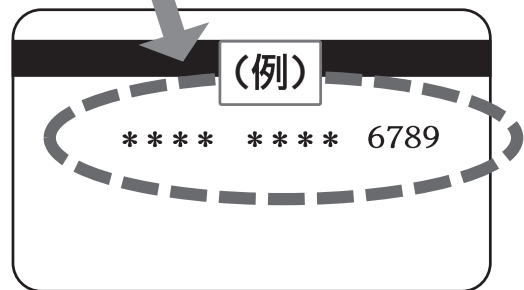
折り返しに被保険者証が同封されています。ご確認ください。
住所、氏名に誤りがないか、また下記市町村担当課までお問い合わせください。

(例) あなたの個人番号
**** * 6789

市町村問い合わせ先

キリトリ	
後期高齢者医療被保険者証	キリトリ
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
有効期日	
負担割合	

※お手持ちの個人番号カード（マイナンバーカード）や個人番号通知書、住民票に記載の個人番号などによりご確認ください。



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



① マイナンバーカードをカードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



② オンラインであなたの医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー*でできます。

ここをクリック！

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



◆お問い合わせ先

お住まいの市町村の担当窓口 または 福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館2階

電話：024-563-3310 FAX：024-521-0254

